## 令和6年度指名停止業者一覧表 指名停止対象業者及び状況説明書

| 番号 | 指名停止理由           | 有 資 格 業 者 名               | 措 置 期 間                    | 適用条項          | 決定日       | 備考   |
|----|------------------|---------------------------|----------------------------|---------------|-----------|--|
| 1  | その他の不正又は不誠実な行為   | 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 大成建設(株) | 令和6年5月20日から<br>令和6年6月19日まで | 第2条第1項別表第2第9号 | R6. 5. 20 | 当該業者の使用人が、当該業者を代表構成員とする共同企業体が施工中の「中央新幹線南アルプストンネル新設(山梨工区)」において、令和5年4月18日、下請人の作業員が休業4日以上の傷害を   |
|    | <b>大は小販大な</b> 目為 | 代表者 相川 善郎                 | (1か月間)                     | MXX 2 X 2 7   |           | 負ったことに対し、遅滞なく労働者死傷病報告書を管轄の鰍沢労働基<br>準監督署長へ提出しなければならないところ、令和5年7月4日に至<br>るまで同報告書を提出しなかったとして、労働安全衛生法違反により<br>起訴され、令和6年3月26日付けで鰍沢簡易裁判所から罰金刑の略<br>式命令を受けたため。 |
| 2  | その他の不正           | 東京都港区元赤坂一丁目2番7号           | 令和6年5月20日から                | 第2条第1項        | R6. 5. 20 | 当該法人の社員が、株式会社ディー・ディー・エスの開示書類の訂<br>正報告書に記載された財務書類及び監査において、相当の注意を怠   |
|    | 又は不誠実な行為         | 太陽有限責任監査法人                | 令和6年8月19日まで                | 別表第2第10号イ     |           | り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したことにより、令和5年12月26日に金融庁から公認会計士法に基   |
|    |                  | 代表者 山田 茂善                 | (3か月間)                     |               |           | づく業務改善命令等の行政処分を受けたため。  |
| 3  | 独占禁止法違反          | 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号          | 令和6年6月5日から                 | 第2条第1項        | R6. 6. 5  | 当該業者は、青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送<br>業務の指名競争入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行  |
|    |                  | 近畿日本ツーリスト (株)             | 令和6年9月4日まで                 | 別表第2第4号       |           | 為を行っていたとして、令和6年5月30日、公正取引委員会から違<br>反事業者の認定を受けたため。  |
|    |                  | 代表者 瓜生 修一                 | (3か月間)                     |               |           |  |
|    |                  |                           |                            |               |           |  |
| 4  | 安全管理措置の不適切に      | 君津市外箕輪二丁目24番3号            | 令和6年7月24日から                | 第2条第1項        | R6. 7. 24 | 当該業者は、令和6年3月29日に契約を締結した当広域連合企業<br>団発注の「南袖地先配水管改良工事」の施工中において、配水本管の<br>掘削作業中、自らが設置した仮設配水管の接合部を誤って掘削重機に<br>より損傷し、周囲に断水を生じさせる公衆損害事故をおこしたため。                |
|    | より生じた公衆損害事故      | (株) 協同建設                  | 令和6年8月23日まで                | 別表第1第5号       |           |  |
|    |                  | 代表者 鶴岡 慎一郎                | (1か月間)                     |               |           |  |
|    |                  |                           |                            |               |           |  |